## 令和6年度住まいに関する支援制度一覧 (1/2)

市町村名: 沼田市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込·問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
リフォーム資金 (高齢者住宅改造費助成事業等)	助成	介護保険の住宅改修	手すりの取り付け 段差解消 滑りの防止、移動の円滑化などのための床又は通路材 の材料変更 引き戸などへの扉の取り替え 洋式便器などへの便器の取り替え 上記改修にともなって必要となる工事	が曖昧映の安が護訟定で、安文接い200人、安が設 1~5と認定された人	補助対象工事費用 の10分の9。(一定 以上の所得者は10 分の8、現役並みの7) ただし、一人につき1 8万円を限度額とする。(一に足)上の所 得者は16万円、現 役並みの所得者は1 4万円)			随時		介護高齢課	0278-23-2111 (内線)3145	https://www.city.numata.gun ma.jp/life/fukushi/kaigohoke n/index.html	
リフォ-ム資金 (重度身体障害者(児) 住宅改造費助成制度等)	助成	重度身体障害者住宅改造の助成	補助対象者が居住する住宅の浴室、便所、玄関、台所等の改造とする。ただし、改造は当該年度内に開始し完了するものでなければならない。(新築または増築は対象外)。該当となる工事(例) 〇手すりの取り付け 〇床暖差の解消 〇滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 〇引き戸等への扉の変更	市に居住し、かつ、住民基本台帳法の規定により本市の住民票に記載されている者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。(1) 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、かつ、身体障害者福祉法施行規則による次のいずれかに該当する障害者又はその障害者と世帯を同にするもの。ア 下肢の障害で1級及び2級の者、ウ 下肢及び体幹の障害で1級及び2級の者、ウ 下肢及び体幹の重複障害で1級及び2級の者、立 視覚の障害で1級のでまで1級の者、エ 礼間の障害で1級をが2級の者に対し、それぞれの上肢に4級以上の障害がある者とする。)(2)世帯構成員の当該年度の市町村民税所得割額の合計額が16万円未満である住民票上の同一世帯に属する者(ただし、交付決定時において当該年度の市町村民税額が確定していないときは前年度の市町村民税額が確定していないときは前年度の市町村民税額が確定していないときは前年度の市町村民税所得割額とする。)	補助対象事業経費 の6分の5とする。ただし、1世帯につき5 0万円を限度とし、1,000円未満の端数			随時		社会福祉課	0278-23-2111 (内線)3108	http://www.city.numata.gunm a.jp/life/fukushi/shogaisha/s ervice/1002472.html	
合併処理浄化槽設置費	助成	沼田市浄化槽設置事業費補助金	合併処理浄化槽の設置に要する費用	沼田市浄化槽設置事業費補助金交付要綱のとおり ・下記の(1)(2)の地域条件に該当していること (1)下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項 又は同法第25条の11第1項の事業計画に定められ た予定処理区域以外の区域 (2)地域し尿処理施設及び農業集落排水施設等の 生活排水処理施設整備事業で整備されている区域以 外の区域 外の区域 外の区域 外の区域 外の区域 外のは域 、上記の区域外でも、一部対象区域あり(上記区域外 の場合は問い合わせ下さい)・専用住宅に処理対象人員10人以下の浄化槽を新規 設置又は転換設置すること ・建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項 の規定に基づく確認の申請又は法第5条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第5条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第5条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第5条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第5条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第5条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第5条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第5条第1項の規定に基づく確認の申請とは一個で設置すること ・・市税等を滞納していないこと ・・市税等を滞納していないこと ・・その他市長が不適当と認める者に該当しないこと	5人槽: 374,000円 6~7人槽: 456,000円 8~10人槽: 555,000円 ※上記転換設置補 助額に加え別途宅 内部等的命(空			随時 (受付は受付 開始日から当 該年度の12月 末まで)	予算の範囲内	上下水道整備課	0278-23-2111 (内線)4131	http://www.city.numata.gunm a.jp/life/suido/gesui/100255 0.html	
住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助	助成	沼田市住宅用再生可能エネルギーシ ステム設置補助金	沼田市内において、自ら居住する住居に対象システム【太陽光発電システム・太陽熱利用システム・家庭用燃料電池システム(エネファーム)・定置用リチウムイオン蓄電池システム・エネルギー管理システム(HEMS)・地中熱利用システム・木質ペレットストープ】を新たに設置する方	さ任七を購入し、目り店任9の万 (※併用住宅の場合は、半分以上が住宅であること。 集合住宅は対象外) ・令和7年3月20日までに、対象システムの設置を完了 させ、実績報告書の提出ができる方	太陽光発電(1kwあ版たり1万5千円、上限7万円)大陽利用(設置費用の1/10以内、上限・自然循環型2万円・強循環型2万円・強循環型2万円)家庭用然料電電池(1kwhあたり1万円)、定電池(1kwhあたり1万円)、計に断い、計算では、計算が、対し、対策では、対し、対策では、対策を開い、対策では、対策を開い、対策では、対策を開い、対策では、対策を開い、対策では、対策を開い、対策を関い、対策を関い、対策を関い、対策を開い、対策を関い、対策を			工事着工前/ 令和6年4日1 日~予算終了 まで	予算の範囲内	環境課	0278-23-2111 (内線)3071	https://www.city.numata.gunma.j p/life/kankyo/taiyoko/1003684. html	
生ごみ処理機設置費	助成	生ごみ処理機購入奨励費交付事業	生ごみを乾燥、発酵、分解等により処理し、堆肥化又は減量化することを目的とする生ごみ処理機であること。	・沼田市に住所を有し、居住している者とする。 ・一世帯に対して同一年度に1基とする。 ・事業所で使用するもの又は事業用のごみを処理する ものについては交付対象としない。 ・原則、販売店以外で購入したものについては交付対象としない。(個人売買など)	生ごみ処理機の本体価格の2分の1の金額(100円未満は切り捨て)とし、その額が20,000円を超える場合は、20,000円			随時	予算の範囲内	環境課	0278-23-2111 (内線)3074	https://www.city.numata.gunma.j p/life/kankyo/torikumi/kyogikai/ 1002516.html	

## 令和6年度住まいに関する支援制度一覧 (2/2)

市町村名: 沼田市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込·問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
<b>上垣設置費</b>	助成	・生け垣奨励事業 ・壁面等緑化奨励事業	・生け垣奨励事業:自己管理の敷地内で公衆道路に面した場所に、植栽延長3メートル以上の花木の植栽を新たに設置するもの。 ・壁面等緑化奨励事業:公衆道路に面した壁面に沿って植栽延長3メートル以上または植栽面積3平方メートル以上の花木の植栽(プランター植栽含む)を新たに設置するもの。 上記の設置に必要な器具、用具、肥料等の購入費	沼田市民、事業者、市内に土地・建物を所有する者、市税を滞納していない者 ただし、壁面等緑化奨励事業については「沼田市緑の基本計画」で定める「緑化重点地区」に限る。	補助の対象となる費用の10分の9以内で限度額が3万5千円(器具、用具等については補助対象事業費の3分の1以下であること)			随時	予算の範囲内	都市計画課	0278-23-2111 (内線)4123	https://www.city.numata.gunma.j p/life/kankyo/ryoka/1002440.ht ml	
対震診断費	助成	沼田市木造住宅耐震診断者派遣事業	①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの) ②平屋建て又は2階建てのもの ③在来軸組工法で建築したもの	対象住宅の所有者かつ居住者 市税の滞納がない者	無料(ただし、耐震 診断者の交通費相 当額を負担)			令和6年4月22 日~	3戸	建築住宅課	0278-23-2111 (内線)4112	hhttp://www.city.numata.gunma.j p/life/sumai/taishin/index.html	
対震改修費	助成	木造住宅耐震改修補助事業	①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のものの) ②在来軸組工法で建築した平屋建て又は2階建てのもの ③個人が所有し、かつ、居住の用に供しているもの ④耐震診断の結果「倒壊する可能性がある又は高い」と診断されたもの	対象住宅の居住者(所有者)又は耐震改修工事後居 住するもの 世帯員の中に市税等を滞納している者がいないこと 世帯員の中に暴力団員がいないこと	補助対象経費に5分の4を乗じて得た額以内とし、100万円を限度とする。			令和6年4月22 日~	2戸	建築住宅課	0278-23-2111 (内線)4112	http://www.city.numata.gunma.jp /life/sumai/taishin/index.html	
震改修費	助成	木造住宅耐震改修補助事業 (耐震シェルター等設置工事補助)	高齢者のみが居住する住宅又は障害者が同居する住宅で下記の条件を満たすもの ①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの) ②在来軸組工法で建築した平屋建て又は2階建てのもの ③個人が所有し、かつ、居住の用に供しているもの 《副献震診断の結果「倒壊する可能性がある又は高い」と診断されたもの	対象住宅の居住者(所有者)又は耐震改修工事後居住するもの 世帯員の中に市税等を滞納している者がいないこと 世帯員の中に暴力団員がいないこと	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、30万円を限度とする。			令和6年4月22 日~	1戸	建築住宅課	0278-23-2111 (内練)4112	http://www.city.numata.gunma.jp /life/sumai/taishin/index.html	
<b>君費</b>	利子補給	沼田市都市計画事業の施行に伴う移 転等資金の利子補給	都市計画事業の施行に伴い移転が必要となり金融機 関から資金の融資を受けた者	街路事業、公園事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業により移転が必要になり、家屋の新築、増築、改築、購入、借入や土地の購入、権利変換や営業再開などの資金を金融機関から融資を受けた者	借入金のうちの600 万円以内について、 毎年金融機関第二支 払うべき利子算出に 係る元本に対して当 該元金の償還に係 る約定利率(最高限 度年5%)に1/2を 乗じて得た額を限度 とする。		60ヶ月以内	都市計画事業 の契約後を受 けた後の融資を受 けた後事業契 約後、1年以 内)		都市計画課	0278-23-2111 (内線)4121	https://www.city.numata.gunma.j p/jigyosha/machi/toshikeikaku/ 1002008.html	
洗便所改造資金	融資	水洗便所改造資金貸付事業	家屋の新築以外で新規に汲み取り便所または浄化槽の便所を下水道に接続するときの、排水設備工事	家屋の所有者またはその同意を得た使用者であること 貸付を受けた資金の償還能力があること 市税及び下水道受益者負担金(農集排分担金)・上 下水道使用料等を滞納していないこと 確実な連帯保証人がいること(申込者と居住・所在地 が別の市民又は市内法人で、本人と同様返済能力が あり、市税等の滞納がないこと)	実際にかかる金額 以内で、かつ、当該 工事1件につき40 万円以内	無利子、ただし水洗化の期限(3年)を過ぎている場合は、年6%。	貸付を受けた 翌月から40か 月以内の均等 償還(原則とし て1回1万円)※ 期限内におい て繰上償還可 能。	随時	予算の範囲内	上下水道整備課	0278-23-2111 (内線)4131	http://www.city.numata.gunma.jp /life/suido/gesui/1002549.html	
舌費、リフォーム費用、引越し費用	助成	沼田市結婚新生活支援補助金	場合の費用(リフォームについては塘畑日から起算して 1年以内に支払った費用とし、修繕、増築、改築、設備 更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫に係 る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事 費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費 用については対象外とする) ・結婚を機に市内で新居となる住宅を貸借した場合の 費用(家賃・礼金・敷金・共益費・仲介手数料) ※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住 宅手当分を除く 引越し費用 ・結婚に伴う引越しの費用(引越し業者や運送業者に 支払った費用)	婚姻届を提出し受理された世帯 (2)交付申請時に、夫婦の双方または一方が、市内の 補助金の対象となる住居に居住し住民登録をしている (3)婚姻時の年齢が夫婦ともに39歳以下 (4)夫婦の令和5年分(令和6年4月から令和6年5月までの間に申請する場合は令和4年分)の所得の合計額 が500万円未満の世帯 ※賞与型奨学金を返済している場合は返済額を所	る。また、令和5年			令和6年4月1日 令和7年3月31日 ※申請前二相談〈 ださい		子ども課	0278-23-2111 (内線)3124	https://www.city.numata.gunma.j p/life/kosodate/1004142/10069 65.html	
□ック塀等撤去費補助金	助成	ブロック塀等撤去費補助事業	補助対象ブロック塀等 ・道路(都市計画区域内は建築基準法の道路、区域外は市道)に沿って設置されている ・ブロック塀等の高さが1.2メートルを超え、かつ、長さが1メートルを超える ・地震により倒壊するおそれが高く、点検の結果、危険性が確認されるものであること	対象 ・プロック塀等の所有者、相続人又は同意を得た者の申請 ・市税の滞納をしていない ・建設業許可を受けた業者による工事 ・交付決定前の契約又は着手をしていない ・公共工事や開発行為を伴ったものでない ・土地や建物の販売が目的ではなく、法人の所有または管理でない ・暴力団員による申請でない	補助対象工事に要する費用の3分の2以内の額とし、20万円を限度とする。ただし、除却するブロック塀等の長り8万円を限度とする。			令和6年4月22 日~	予算の範囲内	建築住宅課	0278-23-2111 (内練)4112	http://www.city.numata.gunma.jp /life/sumai/taishin/index.html	